

参考資料 1

安佐市民病院跡地活用推進協議会開催要綱

(開催)

第1条 安佐市民病院の主要な機能の移転により生じることになる跡地（以下「安佐市民病院跡地」という。）が地域の理解と協力の下、円滑に活用されるよう、導入される各施設・機能の整備内容や運用方法等について、市と地域の関係者との間で継続的に情報交換・意見交換する場として、安佐市民病院跡地活用推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(意見聴取等)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について情報交換・意見交換する。

- (1) 安佐市民病院跡地の活用に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 安佐北区コミュニティ交流協議会会長及び副会長
- (2) 可部地域住民代表者
- (3) 企画総務局地域活性化調整部長
- (4) 安佐北区副区長

(座長等)

第4条 協議会に、委員の互選により座長を1名置く。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 協議会は、公開とする。
- 3 座長は、必要に応じて、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、企画総務局地域活性化調整部地域活性推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、企画総務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月30日から施行する。